

展示会出展費補助事業要綱を次のように定める。

令和7年3月14日

ふじみまち産業センター長 内堀 眞司

## 展示会出展費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内中小企業者及び町内中小企業者グループが、自社製品の販路開拓、技術力発信をするために展示会に出展をする場合、出展に要する経費の一部をふじみまち産業振興センター（以下センターという）が補助金を交付し支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう
- ②企業者グループとは、町内中小企業事業者のグループで代表者を定めたものをいう
- ③展示会とは、各企業が自社の製品及び技術力を紹介し、受注獲得を目指すための県内外の展示及び商談を行うイベントで、諏訪圏工業メッセを除くものをいう

(補助対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる事業者及び補助対象経費は、次のとおりとする。

- ①補助対象者は、富士見町内に事業所又は営業所を設け、営業実態があると認められる中  
小事業者
- ②補助対象経費は、展示会への出展小間料、装飾経費、搬入経費、展示に直接かかわる  
経費。ただし人件費は除く

(補助率及び補助金限度額)

第4条 補助率及び補助金限度額は、次のとおりとする。

- ①補助金は経費の2分の1以内、1回の申請につき補助金限度額は10万円、同一年度において20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満は切り捨てとする。
- ②企業事業者グループで出展する場合は、補助金は経費の2分の1以内、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(事前連絡)

第5条 補助金を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、展示会出展の1カ月前までに出展をする旨の連絡をセンターにしなければならない。

(申請および添付書類等)

第6条 申請者は、センター指定の交付申請書に出展料の支払いを証する書類など必要書類を添付し、センター長に提出しなければならない。

2 申請者が交付申請書に添付する書類は、展示会パンフレット、小間出展状況の写真、出展に要した経費内訳書(出展料等の領収書の写し添付)、出展者名簿(グループ共同出展の場合)、その他センターが求める書類とする。

(交付決定及び請求書)

第7条 センターは、提出された申請書類等を審査し、予算の範囲内で補助対象とすることの可否を決定し、補助金交付決定(不決定)通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書を受けた申請者は、速やかにセンターが定める補助金交付請求書を提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第8条 センター長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、補助金交付決定を取消し、既に交付した補助金については返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。